

## 長野県市長会 知事との懇談会 会議録

日時：平成 29 年 11 月 24 日（金）13：00～15：15

場所：長野市 ホテル国際 2 1 3 階「千歳」

### 1 開 会

（市川事務局長）

ただ今から、市長会と知事との懇談会を開会させていただきます。

本日の懇談会ですが、市長会の各部会から提案されました項目につきまして懇談を行いたいと思います。

時間につきましては、午後 3 時には終了したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

### 2 会長あいさつ

（市川事務局長）

はじめに、小口市長会会長から御挨拶をお願いします。

（小口会長）

それでは、私から御挨拶を申し上げます。

阿部知事には何かと御多用のところ、また、特にこの季節は、私も先ほど行ってまいりましたが、各市長から多くの要望が寄せられることに耳を傾けていただきありがとうございます。県の市長会会長の立場から御礼申し上げるところでございます。

皆様方御承知のとおり、四つの部会において既に県の幹部職員と意見交換し、できることはできる、できないところは一緒に要求しようということで進めてきたところございまして、あれから検討する日が少ないようですから、具体的に今、進捗をしていることも少なからうかということは、推察申し上げるところでございます。

しかしながら、阿部知事のスタンスといたしまして、県と市町村の協議の場等を通じて具体的に提言が、県民・市民・村民に見える形で具現化されていることもまた事実でございます。その協議の場には、役員の首長、町村長だけが出席しておるのでございますが、今日は、19 市の全市長と知事と対等の立場で忌たんのない意見を交わして、ここから少しでも一つでも前に、県民に対してメリットのある施策が進化していけばいいと思う次第でございます。各部会長からテーマの説明を申し上げ、理解を深めてもらいたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

### 3 知事あいさつ

（市川事務局長）

続きまして、本日、公務御多忙の中、御出席賜りました阿部知事様から御挨拶をお願いします。

(阿部知事)

はい。

それでは、市長会の皆様方との懇談会に先立ちまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

はじめに、小口会長をはじめ、市長会の各市長の皆様方には、県政の推進全般にわたりまして平素から格別の御支援・御協力を賜っておりますことに、まずは心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

今日は、皆様方から御提案いただいたテーマについて意見交換させていただくわけですが、少し私から冒頭に2点、お話をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目が、県の新しい総合5か年計画であります。これは、小口会長にも県の総合計画審議会に御参画いただく中で、会員の皆様方に基本的な考え方について御議論・御審議をいただき、先般、答申をいただいたところでございます。

基本的な目標につきましては、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」という部分は、現行の「しあわせ信州創造プラン」と同様であります。その後、「～学びと自治の力で拓く新時代～」ということで、この「学びと自治」というものを政策推進のエンジンにして政策を推進すべしという御提言をいただいております。

私もいろいろな場所でこれから学習、学びが子どもたち、大人にとっても重要だということをお願いしてきている中で、このような形で御提言をいただきました。ぜひ、これからわれわれは、責任を持って具体化をしていきたいと思っております。

政策推進の基本方針としては、6点掲げていただいております。「学びの県づくり」、「産業の生産性が高い県づくり」、「人をひきつける快適な県づくり」、「いのちを守り育む県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」、「自治の力みなぎる県づくり」ということで、1番目と6番目の「学び」と「自治」の間に四つの基本方針が挟まっている形になっております。

これまで県民の皆様方との意見交換を、相当、私も時間がある限り重ねてきましたし、各首長の皆様方とは、地域戦略会議等で意見交換させていただいておりますので、そのような場に出された御意見、お考え、このようなものをできる限り具現化できる計画に取りまとめていきたいと思っております。どうか引き続きの御支援と御協力をいただきたいと思います。

また、今回の新しい総合5か年計画は、これまで以上に地域編を重視することをおかねてから申し上げてきているところであります。この地域編の部分につきましては、各地域振興局、部長を中心に取りまとめ作業を行っていただいておりますので、こちらにつきましても各市町村の取組み、問題意識、このようなものをできるだけ反映できるよう

に取り進めてきたところでございますので、この点につきましても引き続きの御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この計画につきましては、県議会の御議決もいただく形になっておりますので、年内には計画の案を取りまとめて、3月ぐらいには計画を策定していきたいと思っております。

県民の皆様方が夢を持って安心して暮らせる、活力ある長野県になるように引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかまた市長の皆様方にも御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それから、もう1点でございますが、森林づくり県民税についてでございます。これも、かねてから市町村の皆様方からは、平成30年度以降も継続すべきという御意見をいただいていたところでもあります。様々な県民の皆様方からの御意見も伺い、あるいは、税制研究会等での議論を経て、森林づくり県民税についての基本方針案を取りまとめて、それを基に県民の皆様方との意見交換あるいはパブリックコメントを行ってまいりました。

パブリックコメントや、私も2回ほど県民の皆様方への説明会に出席させていただきましたが、総じて多くの皆様方は、長野県にとって森林整備は重要だという御意見、あるいは、これまでの森林づくり県民税の用途をもう少し拡大していったらどうかという御意見が大宗を占めておまして、一部には森林整備のメリットを感じられないというような観点から反対という御意見もありましたけれども、多くの方々には御理解いただけているのではないかと受け止めさせていただいております。

そのような中で、今、開会中の県議会にこの森林づくり県民税を継続する条例案を提案させていただいている状況でございます。ぜひ、この森林づくり県民税につきましては、まず、市町村の皆様方に賦課徴収、住民税の超過課税という形で行わせていただいておりますので、御協力をいただいておりますし、今後、森林づくり県民税を活用する事業に関しましても、これまで以上に市町村の皆様方の御協力が不可欠だと思っております。ぜひ、一層の御支援と御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

今日は、資料をお配りしていませんので、後ほどお配りをさせていただいて、またわれわれはこのような考え方だということについても少し私のほうから、もしお時間があれば簡単に御説明をさせていただければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

冒頭に小口会長からお話がありましたように、私は、県政推進の視点は、やはり県民起点、そして県と市町村が同じ方向を向いて政策を考え、実行していくことが大変重要だと思ひ、これまで県と市町村の皆様方との対話の場もできるだけ作って県政を進めてまいりました。これからもそのような観点で市町村の皆様方と力を合わせて、タッグを組んで県政を進めてまいりたいと思っておりますので、どうか引き続きの御協力、御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私からの冒頭の御挨拶としたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

(市川事務局長)

ありがとうございました。

本日の懇談会ですが、会議録をホームページ上で公開する会議としております。

事務局におきまして作成しました会議録を出席者等に御確認いただいた後にホームページにアップさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、早速、懇談会に入らせていただきます。懇談会の座長は、小口市長会会長をお願いいたします。

#### **4 提案・要望及び意見交換**

(小口会長)

はい。

それでは、早速、意見交換に入りたいと思います。

先ほども一部述べましたが、市長会においては、去る10月17日、18日の2日間にわたりまして四つの部会をそれぞれ開催し、県の関係部課長さんと意見交換をしてきたところでございます。

その2日間の意見交換を踏まえた中で、各部会から1項目、全部で4項目を提案させていただいた次第でございます。

##### **(1) 国指定文化財の国庫補助事業に対する県費補助金の拡充について**

(小口会長)

はじめに、総務文教部会からの提案でございますが、総務文教部会長の牧野飯田市長さんから、「国指定文化財の国庫補助事業に対する県費補助金の拡充について」、御提案をお願いします。

(牧野飯田市長)

はい。

それでは、総務文教部会長の飯田市長の牧野でございますが、総務文教部会の議題につきまして、御説明をさせていただきます。

私からは、国指定文化財の国庫補助事業に対する県補助金の拡充について要望するものでございます。

長野県においては、美術館・博物館・歴史的建造物が多く存在し、文化財の保護・指定や埋もれた地域の文化的・歴史的資産の発掘、保存、後世への確実な伝承と、その価値を最初に気づいてもらわなければならない地元の皆さん方や広く県民に対する周知など、文化財保護行政に努めていただいておりますことに、改めて感謝を申し上げるところであります。

文化財保護に係る県費補助金につきましては、平成16年度に県費補助金交付の減額縮減

が行われ、1億円程度ありました予算額は、補助率の引き下げが徐々に進められました結果、一時は3千万円台にまで減少をしたところでございます。

平成29年度は、約9千万円の確保をいただいているところでありまして、そのような意味では有り難く思っているわけではありますが、依然、要望額には満たない状況が続いているといわざるを得ません。

本年は、信州デスティネーションキャンペーンが大々的に行われ、多くの観光客が長野県へと足を運び、長野県の魅力を大いに楽しまれたことと思います。

平成32年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催、また、平成39年には、2巡目国体の長野県開催が内々定されるなど、今後、長野県を訪れる外国人を含めた観光客等が、ますます増えることが予想されるところであります。

このような機会を文化財活用の好機と捉えまして、長野県の素晴らしい文化を国内外へと発信し、文化財の保護から保存・公開・活用へと施策を一層強化するとともに、個人所有の貴重な財産も数多く残されていることから、その多額な修繕費用など経済的負担を所有者に強いることによりまして貴重な財産が埋もれることがないように、国と連携を図りながら文化財保護事業に対する支援を拡大するよう要望するものでございます。

私からは、以上、申し上げて説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、まず、県のお考えをお聞かせいただければと思います。

(井上文化財・生涯学習課長)

お疲れさまです。文化財・生涯学習課長の井上雅彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、文化財の保護、活用につきまして様々なお取組みをさせていただいていることに対しまして、この場をお借りしまして感謝を申し上げたいと思います。

それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

文化財修理及び防災事業ということで、文化財保護事業補助金の概要でございます。

まず、1の事業目的でございますけれども、記載のとおり、国、県、市町村及び所有者が一体となって文化財を維持、継承し、その活用を図るというものでございます。

2の事業内容でございますけれども、3項目書いてございますが、大きく内容的には上の二つがございまして、まず、一つ目としましては、国指定文化財に対しまして国の補助に随伴して県費で上乘せ補助をしているものが一つございます。

二つ目としまして、県指定文化財につきましては、県費の補助を行っているというものでございます。

3点目でございますが、これは、先ほどの御提案の中にございましたけれども、やはり所有者の負担を軽減していこうということがありまして、平成25年度の制度改正によりまして、所有者の財政力等に応じまして補助率を設定したということでございます。

その下の表は、今、申し上げたものを整理したものでございまして、一番右側には、今年度の主な補助事業ということで載せさせていただいているところでございます

また、一番下のところの「参考」でございますが、先ほどお話しいただきましたとおり、一時期、予算額が低くなったことがございますが、現在、本年度につきましては、8,900万円まで確保はできているというような状況でございます。

御要望に対する回答でございますけれども、文化財の保護に加えまして、最近は、本当に活用も非常に重視されてきている状況でございます。

また、今年の9月に残念ながら発生しました火災によりまして文化財に大きな被害が起きるというような事態がございまして、現在、その補助制度の見直し作業を進めているということでございます。

問題につきましては、市町村の皆様とも意見交換しながら詰めている状況でございます。新年度予算につきましても、厳しい財政状況の中でございますけれども、引き続きなるべく多くの額の確保ができるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

また、近年、日本遺産や歴史文化基本構想というような形で地域にある文化財をその周辺の環境まで含めながら総合的に保存し、活用していこうというような動きがございまして、そのようなところにつきましても、県内の市町村、市の方々にも取り組んでいただいているところが出てきておりますので、これからも引き続きそのような取組みができるように国のほうへ要望や申請等も一緒にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は、以上でございます。

(小口会長)

どうもありがとうございました。

阿部知事から、何かございましたらお願ひします。

(阿部知事)

これは、私が知事になってから、あまりにも文化財に対する県の支援が弱いのではないかと御意見を受けて、今の制度の見直しをさせていただいています。

今の状況を見ると、市町村に、若干、冷たい制度だなと私も思っております。これは、個々の自治体以外に対する支援のほうをどちらかという見直しをしたのかな、25年に見直しをしたときに県の予算も限られた中で、どのように配分していくかという観点で、お手元の資料のような形に最終的にさせていただいているということなので、これは、市町村から「もっと充実せよ」という御要請は、ある意味で出て来るべくして出てきているの

かなというのが、私の率直な感じです。

ただ、これは、県としても、御覧いただいているように予算自体は増やしてきている状況の中で、どのような形で対応していけばいいのかということ、私は、ここは率直に意思疎通を図らせていただく必要があるのではないかと思います。

例えば、市町村関係でいろいろな負担された自治体との関係性がある中で、全体的にいろいろな関係があるわけですね、他の自治体とは違って県と市町村が強くとすれば、財政が厳しいと、どうしてもこちらは削らなければという話になりがちなところがあるので、少しこの補助金のあり方は、国も県も市町村も少しずつお金を出さなければいけないような事業は、県と市町村の役割分担のあり方などをもう少し整理していったほうが私はいいのかなと思っているので、率直な意見交換をさせていただければ有り難いなと思っております。

(小口会長)

はい、ありがとうございます。今、知事からも積極的な議論をという御提言があった次第でございますが、もし、部会長から報告があったこと以外で、このような観点からという提言がありましたら、それぞれの市長さんからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三木須坂市長)

はい。

すみませんが、今日の私どもの要望のところに「活用」ということがあったのですけれども、今までの自分のところの話をしますと、重要な文化財ということで持つてはいるのですが、本当の活用にはなっていないのですね。

今、いろいろな全国のものを見ますと、ただ単に保存するだけではなく、活用策についてとても工夫している例があるものですから、今、知事がいわれたように、そのようなもの話し合いを設けていただければ有り難いなど。

例えば、そこでレストランを思い切ってやったり、物産販売をしたり、シェアハウスのようなものやったり、そのようなものを全部含めてやると、とてもまた、その方たち自身が情報発信されるのでいいかなと思いますので、知事の提案にもありましたように、そのようなものを積極的に活発な意見交換をしてもらえれば有り難いなと思います。

以上です。

(小口会長)

今、文化庁も、例えば、重要伝統的建造物群保存地区等は使っていてこそなんぼかという方向に、随分と傾いてきてもらっているということですから、この重要文化財のところまでそんな動きになれるのかどうか私もよく理解しておりませんが、ぜひ、県で研究して

ください。

(井上文化財・生涯学習課長)

とにかく国のほうでは、保存だけではなくて活用と両立させ、それを重視していくというような動きが様々な部分で出てきておりますので、今、いただきました御意見のように、話し合いの場などを設けながら、広くそのような情報を市町村の皆さんと共有していきたいと思っております。

(今井岡谷市長)

反論などではなくて、活用の一つの視点というか、問題点として提起させていただきたいのですけれども、文化財の指定を受けても、なかなか修理・修繕に費用が個人所有の場合だと回っていかないという事実があります。その活用という御意見もあったわけなのですけれども、活用をするためには公開しなければいけないというような課題があるのですが、今、申し上げましたように、修理や修繕や整備、そのようなものに多額の個人の財産、お金が掛かってしまいまして、活用、公開するところまで持って行くことがなかなか大変なのですね。

そのようなことで知られていない文化財が私は、かなり県内にもあるのではないかと考えておりますので、ぜひ、活用の前に、今、長野県全体でどのような国の文化財が、また、県や市町村の文化財にどのような物があって、それがどのような状況にあるかということをしつかりとまず把握していく、このことも大切なことではないか。そうすると、1件1件の課題が洗い出されていくのではないかと考えております。そこからまた新しい考え方や発想などが出て来るのではないかと思いますので、そのような部分も含めて検討をお願いしたいと思います。

(岡田千曲市長)

千曲市でございます。先ほども市長会でお話したのですが、私どもの松田家が火災になってしまいまして、大変、申し訳なかったと思っております。

その後、県の文化財、教育委員会をはじめ、様々な方々に助けをいただきまして、ようやく一段落したところであります。

そのような中で、今回の事例なのですけれども、やはり、昔の建物は、どうしても耐震ができていなかったり、昔の材料を使ったりしますから本当に建築費が高いです。単価が高くなってしまっているということなのですが、私どもの稲荷山に重要伝統的建造物群保存地区があるのでございますけれども、ここもそうです。1棟につき800万円の補助金を出していますが、本当にそのような意味では、これから文化財を守ることは、地震がいつ来るかわかりませんので、それまでは、しっかりと耐震化を図って守ることは本当に至難の技だなと思っています。



まだまだ守るべきものはたくさんあるのですが、今、おかげさまで稲荷山の重要伝統的建造物群保存地区は、地域の方々がそこで商売を新たに始めています。このような傾向が出てくれば文化財は使ってくるのかなと思っておりまして、これからは、そのような形でどんどん整備しながら民間のほうに開放していったらいいかなと考えておりますので、ぜひともそのような意味では、いかんせん3パーセント、50万円検討ではなくて、もう少しそのような部分で御配慮いただければいいのかなと思います。これからも私どもは、今回の火災を契機にしっかりと防災をしていかなければならないと。

これは、私どもだけではなくて、多分、県内の市町村の皆さんがそのような状況だと思うのですが、そのようなことでは、私どもは先鞭を切って、大変、不名誉なのでありますけれども、しっかりと進めてまいりたいと思っております。御支援を賜りますようお願いいたします。

(小口会長)

そのほかにございますか。

(加藤長野市長)

長野市です。これは、長野市で御提案させていただいたものでございますけれども、長野市も、昔、昭和59年から平成元年に造りました善光寺本堂につきましては、国から64パーセント、県から15パーセント、市から15パーセント、所有者が6パーセントという負担をしていただいております。

ところが、今回の善光寺経堂、それから松代城跡の史跡3件と戸隠重要伝統的建造物群保存地区の合わせて6件の国庫補助を実施しておりますけれども、県の補助率が非常に低いということで、これにつきましても、先ほど知事からお話ございましたけれども、ぜひ、重要な文化財等を守るためにもよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、今、長野市でも松代の様々な昔の家老の家などの土蔵に眠っている史料があるわけでございまして、これは、まだ活用まで行かないのですけれども、独自に調査をさせていただいて、大変な量がありますので、このあたりも、ある程度、整理できましたら、またよろしくお願ひしたいと思っております。

(小口会長)

そのほかにはどうでしょうか。

(母袋上田市長)

はい。

上田市も、大変、文化財が多い地域ということで、私の手元の28年度実績では、29年度は、われわれはお願ひしていないのですけれども、例えば、市内遺跡発掘調査事業県費

補助はゼロと、このような数字があるのですが、この3パーセントというのは、いつの時点のものなのでしょうか。そのあたりについて少し言及をお願いします。

(井上文化財・生涯学習課長)

はい、3パーセントは、要領で決めさせていただいてやっているのですが、現在は、25年度の改正のときにはそのような形になっていますので、それでやっていると思うのですが、上田市さんについては確認をさせていただきたいと思います。

(小口会長)

そのほかにありますか。

(宮澤安曇野市長)

29年度のこの資料ですと、約9,000万円、8,973万円ということですが、県に具体的に要望をされている件数、あるいは、それを積み上げた場合には、どの程度になるのか、私どもは、教育委員会の関係で事務局から聞いた話で勉強不足の部分もありますけれども、県の要綱に沿った運用を、ぜひ要望してほしいと。

予算の範囲内というと、要綱に沿った運用が、現在は、かなり厳しいということですか。

(井上文化財・生涯学習課長)

すみません、29年度の予算編成のときにどのぐらい御要望をいただいているかというものが手元に無いのですが、今は、30年度、新年度の要望をお受けしてやっているところなのですが、それでいきますと、トータルで1億円弱という数字をいただいている状況ではございます。

(小口会長)

それを要綱どおりに全部申請した場合、上限は無く出せるという前提ですね。

(井上文化財・生涯学習課長)

要綱ではなくて要領に基づいてという形になりますね。ですから、そこで、ある意味で下げられてしまっているということです。要綱では、国の補助の残りの2分の1というふうになっています。

(宮澤安曇野市長)

要領ということですか。すみません。要領どおりの配分が要望のときに出されているという理解でいいですか。

(井上文化財・生涯学習課長)

そうですね。

(阿部知事)

この間、25年の見直しのときは、確かに、言われたとおりに補助金が交付されていないのではないかという意見が確か出ていたと記憶しています。それで見直したので、今は、そのようにはなっていないと思う。多分、そこは大丈夫だと。

(井上文化財・生涯学習課長)

現在では、申請いただいたものは3パーセントという形にはなっております。

すみません、最後のところは、やはり予算の範囲内ということがもちろんございます。

ただ、工事内容によっては、当然、単年度では終わらなくて複数年度でやっていくものがありますので、そのようなものから優先順位等を決めながら御要望の順番にお応えさせていただいているということになります。

(宮澤安曇野市長)

少しよろしいですか、すみません。今、飯田市長さんがおっしゃったように、採択になれば要綱に沿って行われるとのことですが、採択基準は、県の教育委員会では、一応、公表されているのですか。

(井上文化財・生涯学習課長)

公表は、されていません。内規で決めているような感じですが。ただ、先ほど少しお話がありましたように、例えば、複数年でやるものにつきましては、継続のものはやはり新規よりは優先するというような形の内規で取り組ませていただいている。

(宮澤安曇野市長)

ちなみに、何件ぐらいあるうちの何件ぐらいが採択にならなかったのか。採択割合は、どのぐらいか。

(井上文化財・生涯学習課長)

今、手元に資料が無くて申し訳ございません。

(柳平茅野市長)

では、違った観点から。先ほど日本遺産の話がありました。県にも、大変、御苦労いただいて、八ヶ岳を取り巻く縄文の遺跡群を山梨県と共に進めています。今年は、採択になりませんでしたけれども、また引き続きしっかりと取り組んでまいりますので、県には特

段のリーダーシップをよろしくお願いします。

(阿部知事)

少しいいですか。

これは、私も、かつての見直しのときの話等も思い返しつつ、今の議論を伺っていたのですけれども、これは、今日、このような御議論をいただいたので、われわれも、一遍、引き取らせていただいた上で考えていかなければいけないと思いますが、まず、先ほどの市長会のいう文化財の活用ですね。実は、いろいろな文化財があって、正直にいうと、文化財には、活用することで収益を生むものと全く収益を生みづらいものがあるのですね。

そのようなことを考えたときに、今、われわれが取っている補助制度は、補助事業者となる事業主体が、どれぐらいの財政的な規模があって、本当に個人のような場合と、いろいろな収支、大きな財政を抱えている中での一部の事業化ということによって、相当、傾斜的に差を付けているということがあります。

ですから、ここのところは、同じ事業であっても、収益を生んだり、事業体としての財政体力のあるところについては、県としては、現時点の制度は、申し訳ないけれども少し弱めの補助になっている状況があります。

それから、われわれは、文化財については、これから未来に向かって新しく作るものとは違って、やはりしっかりと守っていかなければいけないものであるということが片方ではあるので、そのような意味では、あまり必要な事業が放置され過ぎてはいけないということは、多分、皆さんも同じ感覚だと思います。

そのようなときに、限られた財源をどのように配分するかという観点で、今、県としての制度を作っていますので、そのような観点から、先ほど、どれぐらいの要望件数があって、どのようになっているのかという話も含めて、今は分からないので、私のところできっと、もう1回、よく検討するようにしていきたいと思いますが、ぜひ、これは、国と県と市町村でどのような分担をしていけばいいのか、今回、御指摘していただいたような国指定文化財の補助事業に対する県費負担の部分でありますけれども、あくまでも県指定の文化財であって、県指定の文化財は、やはり県が前面に、ある程度出て負担しなければいけないところがあると思いますので、そのようなバランスも考えていかなければいけないかなと思っています。

(小口会長)

部会長は、まとめる必要がないと。十分御回答いただいたので。

額が同じでも、私が副会長をやっている県内の重要伝統的建造物群保存地区の数も、私が就任時には四つだったものが、今は、先ほどの岡田市長さんのところと、つい去年、長野市さんもなったので、1.5倍になったのですよ。やはり、同じ金額だと、分ける数が増えれば、当然、補助金の額も減るので、少なくなるところが今後も出て来るのかなという

気がいたします。

だから、やはりそれなりの基準を持って研究して、何が何でもというわけにもいかないと思いますね。先ほど知事もおっしゃったように、どこかを増やせば、片方は減らさなければいけない、升が簡単に増えるようになるわけではありませんので。ということから、より、また明確な、できれば物差しがいいのかもしれませんが、なかなか文化財については、簡単に物差しでは測れない点があるかと思いますので、ぜひ、そのあたりを踏まえていただきたいと思います。

よろしいでしょうかね。

## **(2) 国民健康保険の都道府県単位化と今後の福祉医療制度について**

(小口会長)

それでは、2番目のテーマに参ります。

社会環境部会のテーマでございます。牛越部会長から国民健康保険の都道府県単位化と今後の福祉医療制度についての御提案でございます。お願いします。

(牛越大町市長)

社会環境部会長の大町市の牛越でございます。これもホットな話題であります。2ページでございますが、一つは国民健康保険の都道府県単位化、いわゆる広域化について、もう一つは、今後の福祉医療制度についての2点について申し上げます。

まず、御案内のように、国民健康保険制度では、他の医療保険制度と比べ加入者の年齢構成や、医療費の給付水準が比較的高い等の構造的に大きな課題を抱えております。

年々増加する医療費を抑制し、持続可能な制度として財政基盤の強化等を図ることを目的に、来年度に運営主体が市町村から都道府県に移管されることになりました。現在、所要の準備を進めていただいているところでございます。

長野県においても、制度が統一されることに伴いまして、先日、市町村標準保険料率の試算結果を県からお示しいただいたところではありますが、これも御案内のように市町村ごとの保険料水準は、従前から相当の差がございます。将来的には、保険料も統一されることになるものの、保険料の激変緩和措置が10年以上続くことが見込まれておりますため、その時期の見通しが不透明であります。

そのため、制度改正について、十分に住民の皆さんに理解していただくには、まだまだ情報が少ない状況にありますので、今後の本県におきます国民健康保険の制度についての確な見通しをできるだけ早期に示していただくよう要望するものでございます。

また、この国保制度のこのような一つの目的であります財政基盤の強化の観点からは、一つには制度の安定的な運営が図られますよう国庫負担率の割合の引き上げ、もう一つには保険者支援制度の充実、新年度から拡充するとされております国費1,700億円の投入について、次年度以降についても確実に継続していただけるよう要望するものでございます。

二点目として、福祉医療費の給付事業については、来年8月を目途に乳幼児に対する医療が現物給付化されるなど、長年の懸案が大きく前進したところでございます。知事の御決断に深く感謝申し上げますところでございます。

一点として、この乳幼児等以外を対象とする給付は、依然として償還払いのままでございます。また、乳幼児に関しても、この医療給付の対象範囲は、入院が中学校卒業までとなっているのに対し、通院では小学校就学前までに据え置かれております。福祉医療費給付の一層の制度の充実、さらには、今、申し上げた対象範囲の拡大を要望するものでございます。

補足になりますが、命の重さは、子ども、さらには障がい者の皆さんも、皆、同じであります。その観点から、ぜひ、国の責任において全国一律の福祉医療費の給付制度として早期に創設いただきますように、一生懸命、私どもも声を上げてまいりますが、県からも強く国に要望していただくよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、県のお考えを御回答いただきたいと思っております。

(蔵之内国民健康保険室長)

はい。

県健康福祉部国民健康保険室長の蔵之内充でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、国民健康保険の制度改革の関係で申し上げたいと思っております。

まずは、現在、医療費が高騰する中で、非常に安定的な運営、また、制度改革に向けて御準備いただいておりますことに、まず、感謝を申し上げたいと思っております。

それで、まず、国保の現状を御説明して、特に、保険料水準の統一に向けた考え方等を御説明いたしたいと思っております。

資料2-1を御覧いただきたいと思っております。

御提案のところにもありましたけれども、1にありますように、被保険者の年齢構成は、65歳以上の方が非常に増えてきてまして、4割を超える状況にあるということでございます。そのようなことで、医療費も、やはり、年々増加傾向にあるということでございます。

2の医療費の状況を御覧いただきたいと思うのですけれども、左側の二つめの下の一人当たり医療費の格差、これは、27年度の状況でございますが、全国に比べますと医療費は上から34位ということで、低い水準にございます。

もう一つ特徴的なことは、県内の市町村の医療費格差が2.2倍ということで、北海道が一番格差があるのですけれども、全国で2番目に格差が大きいという状況にございます。

あと、保険料の状況でございますけれども、右側の四角で囲った所を御覧いただければと思うのですが、やはり保険料としては全国 37 位という低い水準でございます。

ただ、県内の市町村の規模等もございまして、保険料の格差が 3.4 倍ということで、全国で一番大きいということでございます。

保険料の格差が、なぜ、このように生じてきているかという、まずは、医療費の利用状況や、先ほど申し上げた前期高齢者と申します 65 歳以上の加入状況、また、市町村全体の所得の状況などが、やはり保険料の算定上、影響してきているところでございます。

それで、今後の保険料水準のあり方ということでございますけれども、資料の 3 ページを御覧いただければと思います。

こちらは抜粋ということで、過日、県に設置しております国保運営協議会の方針案ということで、答申していただいたものを抜粋して記載させていただいております。

中身は、先ほど申しましたように、医療費の状況、また、医療費水準の格差が大きいということで、やはり、それを直ちに統一することは難しいということでございます。

そのような課題とするものを解消していく中で統一していくということでございますけれども、一番後段の下から 2 行目の「また」からですが、このような課題の解消状況を確認・把握して、運営方針改定の都度、将来的な保険料水準の統一を検討するというところでございまして、国保財政の一本化という制度の趣旨からすれば、保険料水準の統一を目指すことは、やはり必要だろうと考えております。

ただ、医療費を反映した今の保険料をすぐに統一することは、保険料負担の変化が被保険者の皆さんに与える懸念もございますので、統一していく時期につきましては、市町村の皆様の御意見を聞きながら時期等は検討してまいりたいと考えております。

具体的には、運営方針が 3 年の都度改定ということでございますので、3 年ごとにその状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

あと、国庫負担等の引き上げの関係、それから 1,700 億円の財政の拡充につきましては、今までの国の制度設計等がありますけれども、医療負担の引き上げ、また、特に財政安定化基金については、先送りになった等がございますけれども、そのようなものを全国知事会等を通じまして引き続き国へ要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(清水健康福祉政策課長)

健康福祉政策課長の清水剛一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、福祉医療の部分につきまして、若干、説明を申し上げたいと存じます。

福祉医療につきましては、昨年来、現物給付の導入に向けました検討会、それから導入に向けました準備をそれぞれ各市町村さんでお取り組みいただいております、改めて感謝を申し上げたいと存じます。引き続き、実施に向けまして御協力をお願いしたいと存じ

ます。

それでは、資料の2-2を御覧いただきたいと思いますが、ここにこれまでの経緯と申しますか、検討会のまとめ、導入範囲につきましては、子育て支援・少子化対策の観点から、全市町村で中学校までは足並みをそろえることが適当であると。そのために、県では所要の措置を講じてほしいというような御要望をいただいて、現在、準備を進めているところでございます。

それから、受給者負担金につきましては、そこに「導入時の趣旨」ということで、いただいた趣旨を書いてございますけれども、それと状況が変わっていない中で500円を維持することが適当であるというようなおまとめをいただいたところでございます。

それで、「所要の措置」というところでございますけれども、県では、通院を含めた入・通院、これの2分の1が国保ペナルティの額ですけれども、国保ペナルティの2分の1を県が補助するよう、今、準備を進めているところでございます。

一番下のところに「導入に向けた準備状況」ということで、これまで県がやってきたことをまとめてございます。市町村の事務担当者の皆さん、市町村にそれぞれ入っております福祉医療のシステム、こちらの導入事業者さんに対する説明会、それから三師会・国保連・支払基金との協議、その中で「公費併用レセプト」を使おうというような話をまとめてきてございます。

それから、医療機関窓口担当者さん向けに「請求事務の手引き」ということで詳しい手引きを作っているところでございます。12月上旬には配布ができるよう準備をしているところでございます。

それから、窓口でやはり今回の現物給付化という言葉自体が分かりづらいという御意見をいただいておりますけれども、制度の周知用の啓発ポスター等を準備しているところでございます。

2ページ目でございますけれども、これは、一応、全国の都道府県でどのようなものを福祉医療の部分で助成制度が行われているのかをまとめたものを掲載させていただいておりますので、また参考までに御覧いただければと思います。

ここは、太枠内の少し水色が掛かっている部分が本県の状況と御覧いただければと思いますけれども、対象範囲ということでいうと、入院については中卒までやっているということで、結構、高いところまでやっているのかなど。

通院については、小学校就学前ということで、大多数の都道府県で同じような状況かなと。

それから、所得制限については、所得制限なしで長野県は頑張っているということ。

受給者負担金については、ありということをお願いをしておりますけれども、全国を見ましても8割の都道府県では、このような状況だということでございます。

それから、国保のペナルティに対する助成、これが、今後、新たに出て来るわけでございますけれども、現在、現物給付の導入、現物給付方式を導入しているところが41都道府



県あるわけですが、このうち市町村に対してペナルティ部分の助成をしているところは、41のうち15都府県が実施をしているというような状況でございます。補助の状況は、そこに書いてあるとおりでございます。

その中で県からの回答の部分でございますけれども、補助対象の範囲の拡大の御要望があるということは、従前から承知をしているところでございます。まずは、今回の現物給付に向けた取組みに努めるとともに、今後、現物給付化による受給者の受診等の変化や事務的経費の動向、このようなものを具体的に注視をしてみたいと考えてございます。現時点では拡大は難しいということで御理解を賜りたいと考えてございます。

なお、引き続き国保のペナルティの完全撤廃に向けましては、私どもも国に要望をしてみたいと考えてございます。

それから、先ほど牛越市長様からもお話がございましたけれども、併せて国の責任による医療費の助成制度の創設、これは、これまでも要望をしてみたわけですが、引き続き要望をしてみたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

(小口会長)

大きく二つの観点から御回答いただきました。阿部知事から何かありましたらお願いします。

(阿部知事)

はい。

まず、国保の話については、私から担当に申し上げてきていることは、発想を変えてくれという話をずっとしてきておりまして、国保財政の広域化という形になりますので、今まで国保の話は、市町村長の皆さん頑張ってくれ、われわれは応援しますという感じで済んでいたのですが、これからは、われわれ都道府県が責任を持っていかなければいけない制度になってきていますので、逆に、市町村長の皆様方に御協力と御支援をいただかなければいけないと、その発想を、まず、われわれ県側がしっかりと明確に変えることが一番重要だと思っています。

そのような観点で、今の状況の説明は、まだまだ十分ではないのではないかと感じて私は思っておりまして、先ほどは、これからの保険料収入のアップということでもありますけれども、ぜひ、ここについては、もう少し説明ができないかなと。

この御要請いただいている趣旨が「的確な見通しを」と言われているので、もう少し考えている方向性は言えないかと。

言えないのなら言えないで、いえる段階でもう少し明確に言わなければいけない。いつの段階で、どのようなことを伝えますということを言っておかなければ、今のままだと、この年度末までこの調子でという話ではいけないので、そこは、もう少し当面の考え方の

説明を。

(蔵之内国民健康保険室長)

当面の運営の方針の基本的な考え方ということであれば、一つには、やはり今、制度改正が行われている中で、納付金制度は、どうしても新しい制度の仕組みの一番基本的なものになりますけれども、それによる保険料負担、これは、やはり新しい制度導入によりまして増える市町村、または……。

(阿部知事)

そのような話ではなくて、今後の市町村の皆様方の段取り。

(蔵之内国民健康保険室長)

今後ですか。はい、分かりました。

そのような制度では、一番、納付金の算定の部分が基本となりますので、11月中、今月ですけれども、仮の算定の結果を市町村の皆様へ通知申し上げます。この納付金に沿って、まず、1番は、仮の係数ということになりますが、保険料改定を検討していただくということでございます。

その次に、12月中には、県と市町村の皆さんの双方で協議してきた中で取りまとめてきた国保の運営方針を県としまして年内に決定いたしまして、その中には保険料負担の緩和策等をしっかりと定めて申し上げたいということでございます。

そのようなことで、1月には、確定しました係数によりまして、納付金の最後の確定数値ということで30年にお示しして、3月の保険料の条例改正、税率改正、また、予算編成ということで御協力をお願いしたいということでございます。

また、それに伴いまして、被保険者の皆様への制度改正の分かりやすいパンフレットなどの媒体を県も作って、ぜひ、御協力いただきながら被保険者の加入者の皆様の保険料負担で御心配が無いように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(阿部知事)

市長の皆様方が、多分、言うだろうと思うことを私が先取りしていうと、そのスケジュール感や市町村と今の段階でどこまで調整しているかということをもう少し資料を出したりしてお伝えしていかなければ、これは、私もそうだし、市長の皆さんも、保険料水準がどのように変わっていくかということ住民の皆さんにきちんと伝えていかなければいけない責任があるので、それは、もう少し明確に示していただかなければ困ると私からも言っておきたいと思っております。

だから、ここで今、お示しできないなら、いつ、そのような考え方を明確にしますと。

その間、今までも市町村とは調整してきているわけですね。だから、概ねこのような話し合いをしてきて、いつの段階でこのようなものをお示しするということをしっかりとお示しておかなければ市長の皆さんも困ってしまうし、私も困るのでお願いします。

(蔵之内国民健康保険室長)

特に保険料の負担水準、負担緩和の関係では、市町村の皆様へは、その負担緩和の期間や、その措置する条件・範囲などを協議してきてまとまってきているので、そのようなものは、先ほど申し上げた12月の運営方針の中に記載させていただくということでございますので、そのときには、保険料水準緩和の考え方、期間等をお示ししていきたいと思っております。

(牛越大町市長)

詳細な説明をありがとうございます。一つには、先ほど私どもが提案した10年後の見込みについて、どのぐらい早められるかということもそうなのですが、既に市町村では新年度、平成30年度の予算編成が始まっています。それで、今、知事さんから助け舟を出していただきましたが、30年度の納付金は大きくは変わらない可能性があるということでしょうか。

例えば、先ほどの蔵之内室長さんの話の中にありましたが、もし、個別の市町村における保険料水準を変えなければいけない、改定しなければいけない場合には、4月から適用するとすれば、もう、相当なスピードで、多分、国保運営審議会に掛けてしっかり諮らなければいけない。しかも、市町村長の立場からすれば、77の市町村のうちの平均して4分の1は、間違いなく新年度中に洗礼を受けます。これは、極めて高度で難解な課題になるわけですので、その点について簡単にお話しいただけますでしょうか。

(蔵之内国民健康保険室長)

このスケジュール感、大変にタイトだということは、従来から市町村の皆さんと意見交換したり協議する中で伺っていることなのですけれども、国のスケジュール感の中で、国から係数を示されて初めて計算できると、このようなところがございまして、特に、確定する1月にお示しする納付金算定は、12月末の国の予算編成が決まったところで、特に、診療報酬の改定などを待って医療費の見込みなどを立てなければいけないということがございまして、そのような確定係数を持って納付金額を算定してお願いしなければならないということで、確かに国保の運営協議会では、通常ベースでいけば既に始まっているとお聞きしております。

県から早く納付金の数字を出してくれという要望をいただいていますけれども、国の確定された数字をもって予算編成を何とかお願いできないかというところでございます。

それで、仮係数と確定係数でどのぐらい違うのかという御質問を受けるのですけれども、

それは必ず変わる可能性があるということでございまして、非常に市町村の皆さんを悩ませることで、大変、申し訳ないのですけれども、ある傾向は、11月末に示される金額である程度、見込みを立てていただくということで、ぜひ、お願いしたいと思っております。

(阿部知事)

今の時点で概ねの目安としての数字をお示しして。

(蔵之内国民健康保険室長)

はい。第3回の納付金は、直近の試算結果で9月に出させていただいていますけれども、前提条件となる試算のものが、第3回と今回の大きな違いは、公費を幾ら入れてきているのかということが、まず、違ったりしてきております。

(阿部知事)

私の感覚は、もう少しこの場でも何か具体的なデータなりスケジュールをお示しして、市町村長の皆さんにも理解してもらったほうがいいのだろうなど。今の段階では固まっていない数字ももちろんあるのだけれども「概ね、こんな方向ですよ、全体的に」と、そこをきちんとお伝えしなければ、広域化しているので、去年までと全く状況が違っているので、そこを何か追加で資料を出せないものかなと。

後で、森林税の関係なども同じで、追加で資料を持って来いと言っているのです。

(蔵之内国民健康保険室長)

すみません、11月の仮係数によるものは、今、精査するところで、その数値は、今日、すぐにお示しはできないところで御理解いただければと思っておりますが、確認をなるべく早くしてお示ししたいと。

(阿部知事)

今までこのようにやっていた、市町村とは事務的に調整しているわけですよね。少なくともできるだけ分かりやすく共有しておいてもらうことが、今度、国保財政は、県・市町村のある意味で共同責任になっているので、そこは、出せるものがあったら出してほしいなど私は思っています。

(蔵之内国民健康保険室長)

第3回の試算結果は、お示しできるということでございますけれども、そのようなもので出させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(小口会長)

それは、9月に既にいただいておりますね。

(蔵之内国民健康保険室長)

あります。

(小口会長)

それぞれがどこまで詳しく見たかは別として、もらっていますので、それと大きく変わらなければ、各自治体でやりようがあると思うのですよ。

(今井岡谷市長)

少しいいですか。私は、少し違う見解を持っているのですが、この前、室長さんに大変わがままなことを言いましたけれども、先ほど牛越部会長さんが言ってくくださったように、この問題は非常に微妙な問題でして、今まで市町村が担っていたものを県が共同で運営主体に入ってくる。この中で私たちも、ある意味で期待を持ち、そして進めて来たわけですよ。だから、住民説明もそのようなことでやってきている。国保は非常に関心の高い課題ですから。

そのような中で示されたときに、ただ税率で「上がりますよ。」「下がりますよ。」と、表が3回目ということで77市町村に示されたわけなのですが、それで本当に説得を私たちができますかという思いがあるので、検討を深めていただけませんかというお願いをこの前はさせていただいたと思っております。

これは、本当に各市町村が苦勞して今まで一般財源を投入したりして、なるべく抑える努力をし続けて来たのに、県になったとたん簡単に何パーセント上がりますよと示されたのでは説明のしようが私たちもないのではないかと。県がこのようにやって、こうだからどうだというきちんとした説明が、もう4月に始まるのに丁寧なことができるかどうか、させてもらったことにしてもらえるか、また、私たちが納得できる説明をしてもらえるかということで非常に大事だというお願いをしていますので、ぜひ、その点を御理解いただきたいと思えます。

(阿部知事)

今井市長がおっしゃっていることと私も全く同じ問題意識で、今までの打ち合わせで言っていることは、今回の国保の対応は、最終的には国保料なり国保税を御負担いただく方々にきちんと理解してもらうことが一番重要だと思っています。そのような意味で、事務的に進めるのではなくて、もっと、今やっていることや考え方というか、細かいところというよりは、今回、広域化している大きな意図や県としての考え方、そのようなものをしっかりとお示ししていくことが必要だと思っています。

今、スケジュールを作って、これは市町村にも御協力をいただかなければいけないので、

このような考え方でこのような制度改正になっていきますということと一緒にアピールしていただかなければいけないと思っていますので、今、われわれが概ね考えているスケジュールの資料を出せば出して、出せなければ口頭で説明させますので、私は、それは御協力いただきたいと思います。

もっと言えば、分かりやすく考え方をお示しして理解を求めなければいけないので、これは、まさにこれまで市町村長の皆様方が先頭に立ってお取り組みいただいていたものを今度はわれわれも一緒になってやらなければいけないと私も問題意識を持っていますので、そこは、しっかりと取り組んでいきますし、ぜひ一緒になって取り組ませていただければ有り難いと思っています。

(小口会長)

知事の考えもいただきましたので、それを含めてそれぞれの市長さんからお話があればお願いします。

(花岡東御市長)

資料で少し教えていただきたいのですが、明確に大鹿村と川上村の3.4倍と名前が挙がってこのように出ていて、今後、各市町村の数字も公表されてくると思うのですが、これは、同じ等級で、同じ収入で比較してこれだけ違うと見てよろしいのでしょうか。

(蔵之内国民健康保険室長)

所得という意味でよろしいでしょうか。所得は、川上村さんは、非常に1人当たりの所得が、やはり相当高くて、大鹿村さんの1人当たりの所得は、非常に低い状況でありますけれども、そのような中で、結局、所得の状況によってですね。

(花岡東御市長)

お話の途中にすみません。物事を比べる場合は、やはり基準があって、基準に対して高いか低いかというお話をやっていかなければ、川上村さんは3,000万円所得がありますよ。大鹿村さんは300万円の所得で平均収入が10倍違う人に基づく保険料を同じ条件で比べてそれを公表するとしたら、県の態度としてそれでいいというお考えなのですか。

(蔵之内国民健康保険室長)

分かりました。例えば、保険料率などで比較すべきではないかという御指摘でよろしいでしょうか。

そのような資料もありますので、用意させていただければと思います。

(小口会長)

では、そのほかのいろいろな意見が出尽くしたところで、再度、御答弁あるいは御発言がありましたらお願いします。

(杉本駒ヶ根市長)

すみません、部会ของときにもいろいろと言わせていただいたのですけれども、まさにこの国保制度は、各首長さんにしてみれば、非常に重要な施策で、例えば保険医療費が掛かってしまって保険料で賄えないとき、今までは基準外繰入をしながら受益者負担をかなり抑えるという施策でやってきています。

今回、広域化されて県一本になるとき、最初、国は、そのような基準外繰入は一切しないで国保が回るように国なり県なりがそこを埋めますという話で進んできていました。

ところが、最近になって国は、基準外繰入を認めますという制度改正になってきています。

そのような中で、長野県として、今回、一本化されたときに、これからこの制度を運営していく上で、その基準外繰入や保険料をどのようにしていくかということを私たちは、まず知りたいということが一つ。

保険料が統一化されることは、3年ごとの指針で示しますと事務方は言っているのですけれども、やはり住民に説明していくときに激変緩和措置を入れるなら、6年たったら1本にするので激変緩和しますというような説明をしなければ、私どもとしては、住民の皆さんになかなか理解してもらえないのかなと思っていますので、そのような点では、この前、部会ของときは、事務方の皆さんでは判断できないという話だったけれども、今日は知事さんがおいでするので、知事としても、県で一本化になったときにどのような方針かということを示していただければ、私たちは住民にしっかりと説明し、この保険料の格差がある中を、例えば国の1,700億円の追加で埋めるのか、県もそこを努力するのか、また、市町村にも努力してもらいたいのか、そのようなことを明確に示していただければ、何年後かには統一されるが、その間は激変緩和で皆さんにもお願いしたいということを説明できればいいと思うのですけれども、それがずっと、広域化されても今までの市町村が全部保険料を持って、それで足りなくなったときにはどのようにするか、明確になっていないと市民に説明できないと思っていますので、その点をお聞きしたいと思います。

(足立飯山市長)

国保の都道府県単位化ということで、今、進めていただいているのですけれども、どのレベルまでを都道府県単位に統一するのかというゴールが分からないのですね。

先日、私も担当課から話を聞いたのですけれども、今の段階では、県からそれぞれの市町村ごとの金額を示していただいて、市町村はその額で納付すると。それは、個々の市町村の保険料は自分たちの国保税の制度で運営されているので、市町村により全く賦課の仕方が違うのですが、それぞれの方法で集めて県に納付するとのことでした。

そして、今度は、県からその給付金をもらって各医療機関へ市町村が支払うというような話を聞いているのですが、最終的には、例えば国保料を県統一の基準で徴収をしてやるのか、それとも各市町村が医療機関に支払うだろうと思われる額を配分して集めるのか、そのあたりがよく分かりませんので、とにかく全体のロードマップのようなものを示していただいて、それを市民に説明をしていく必要があります。

それから、国保税は、国保の運営審議会を開催して、少なくとも3カ月から6カ月ぐらいろいろと論議しなければ保険料を上げることはできませんので、そのあたりも含めてお示しいただければと思いますので、よろしくお願いします。

(小口会長)

そのほかにありますか。

これは、非常に県の立場も理解できます。国がなかなか示してこないのに勝手に示したら、それは火の粉が飛んで来ますからね。だから、その最低限のルールのところだけを、今、お話があったように明確にしておいてやると、これは、それぞれの首長も、今までも一般会計から出してる率は、皆、違うわけですから、そこの部分に任される激変期間も含めて私たちが工夫するステージだと思しますので、最低限のところだけ今日は示していただければと思いますのでお願いしたいと思します。

(蔵之内国民健康保険室長)

駒ヶ根市長さんからの、まず、御指摘は2点あったかと思うのですが、法定外繰入の扱いは、基本的に国は、制度改革のときから将来的には無くすという方向は出しておりました。

それが最近になって法定外繰入を容認するというような発言等があつて、そこが変わったのではないかという御発言がございましたけれども、国は、今、法定外繰入を実際にやっておられる市町村もあることから、それを30年にすぐにやめるということは、保険料負担の急増になるということで、すぐにはできないことは分かるということで、そこは、年次を切ったり目標期間を作るというようなことでお願いする。

県の方針の中でも、これは、市町村の皆様と協議してきた結果でありますけれども、目標の年次、期間を切ってそのような削減解消を図っていただくということで方針に記載させていただくということでもあります。

それから、保険料の統一は6年後に一本化すべきではないかというような御意見もございます。確かに、市町村の皆さんに意見照会をさせていただいたり、市長さんの御発言等を伺っておりますと、確かに統一する期間なり時期を明確に提示して、それに向かうべきだということですが、繰り返しになりますけれども、やはり長野県のこれだけ医療費の違いがある中で統一するということは、その医療費を加味しないことになっていくことでもありますので、まずは、納付金制度で保険料負担が変わってしまうということが一



つあると思います。

その次に、やはり医療費水準を全く考慮しないと、更に変化が大きいということでもありますので、ここは、納付金制度の導入の定着を見て、次に現状の医療費を反映させない形での統一も検討していくことかなと考えております。

それから、飯山市長さんからはロードマップということで、確かに今回の制度は、国から示されないとスタート地点として、いわゆる納付金が起点になりますので、先ほど 11 月と 1 月にその納付金が決まった上で初めて制度的に料率の検討に入ることになりまされども、そこから実際の保険料率の検討をどのようにしていくのかということころは、もう少し市町村の皆さんが一番分からない、難しいところをしっかりとお聞きして、このように進めてくださいということをお話したいと思っておりますので、制度導入が初めてのことで、非常に難しくて分からないところも多いのですけれども、そのあたりを御理解いただきながら御協議いただければと思います。よろしくお願いたします。

(三木須坂市長)

よろしいですか。

私は思うのですけれども、結局、県民なり市民に説明できるかどうかかなのですよ。正直いって、現状では、これを見ても市民は納得しないですよ。だから、何を求めているのか、どのような制度改正をするのかというような質疑応答的なものを作っていただくことは、われわれの説明責任なので、そのような資料を皆が求めていると思うのですね。

(阿部知事)

私もそのようにリクエストして、今、資料を作ってもらっていて、県民の皆さんにどのように県として伝えていかなければいけないかということ整理させてもらっています。従って、それを市町村の皆さんにも広報していただかなければいけないし、逆に、市町村の皆さんには、もうワンクッションで「県全体ではこうだけれども自分のところは、こうする」という話になってくるので、そこは、私もできるだけ早めにお伝えしていきたいと思っております。

(三木須坂市長)

チラシなどを早く作ってもらえれば対処しますので、ぜひ、お願いします。

(阿部知事)

国保の話は、今、それぞれの御意見が出たように、これは、極めて重要な話だと思います。とりわけ国保の加入者の皆さんの負担がどのようになるかということで、相当、神経を使いながら対応しなければいけないテーマだと私も認識しております。

今、御意見をいただいて、よく考えなければいけないなと感じた点も幾つかあって、杉

本市長がおっしゃっていた6年間なら6年間で統一する方針を決めるべきというところが、今は、そのようになっていない。

(杉本駒ヶ根市長)

このような理想の姿があって、そこにはこのようなステップがあって、この市町村ではこのような課題がありますということを書いてもらえると分かりやすいですね。

(阿部知事)

多分、6年間の激変緩和だけでは吸収し切れないのももう少し長くなるし、3年ごとというのが今の間隔になっているのですけれども、そのあたりも含めて市町村長あるいは市町村の皆さんと感覚の共有をしていかなければまずいのかなという感じもするので、どのようにすればいいですかね。われわれは、もう少し全体のスケジュール感や県民にどのように考え方をお示ししていこうかというところを模索しているところですが、今日出た御意見をもう1回、しっかりと整理をさせていただいて、今のやりとりだと、まだ何となくもやもや感がありますね。

(牧野飯田市長)

今、ここで説明できないのだったら、来年度からの説明のしようがないですね。

(阿部知事)

スケジュール的には、来年度の保険料率のはね返りのところは、どのように考えているのか。

(蔵之内国民健康保険室長)

繰り返しになりますけれども、料率の判断なり検討いただく基になるデータが、11月中にまず確定ではないですが、その数字でまず検討いただくということが一つあって、それで11月末に示すということ、今月末が目標ですね。

今は、最後の精査、確認等をして御通知申し上げたいと思っておりますので、11月末までには御通知申し上げますので、それをまずはもって検討いただくということで、それから1月の確定の数字で、そこでの補正というか修正を加えていただく、そのようなことになります。

(阿部知事)

今、市長の皆さんから出ていることは、数字だけサラッと来ても、考え方などをセットで示してもらわなければそれは困りますという話なので。

(蔵之内国民健康保険室長)

そうですね。12月7、8日に市町村の皆さんに説明会を開きまして、その結果を踏まえまして、どうしてこのようなことに至ったか、これを踏まえてどのように御対応いただくかという説明をさせていただければと思っております。

以上でございます。

(阿部知事)

今日いただいた問題意識は、私も共有させていただきましましたので、11月中に数字を示すなら示すときに、県全体でどのような考え方やスケジュール感で考えていますということも、併せてお伝えしていかなければいけないと受け止めましたので、それは、至急、検討して、事前に会長なりと御相談させていただいて、多分、これは、県が一方的に「こうです」と通知する話でもないだろうと思うのですね、市町村の皆さんの考え方と合っていないといけないので。

(牛越大町市長)

11月末に県から発せられる保険料の見通しについては、それを受け取った市町村が個々に、例えば、大町市なら大町市が今の水準でいけるのか、あるいは基金からの繰入を考えながらやれば済む水準なのか、あるいは、保険料改定を来年4月からしていかなければいけないので、国保運営審議会を直ちに開かなければいけないのかどうかの見通しは、その時点で判断できるような内容になるのでしょうか。

(蔵之内国民健康保険室長)

第3回の保険料率としてお示ししまして、その中では、やはり基金を繰り入れる、または法定外を繰り入れた場合、どのような数字になるかというような数値などを併せてお示ししたいと思いますので、そのようなものを見て御検討いただければと思います。

(牛越大町市長)

今、室長さんがおっしゃっていただいた基金の繰入や法定外の繰入は、県において所要の措置を取った場合にまでを含めてという意味ですか。

(蔵之内国民健康保険室長)

はい。

(牛越大町市長)

はい、分かりました。そこから先は、私どもも、毎年、苦労しながらやっていますので、それさえ示していただければ、概ねの見通しはつきそうな感じがいたします。あり

がとうございます。

(小口会長)

非常にお金にまつわるナーバスな課題なので、まだすっきりしない点はございますが、この後に二つありますので、それが終わって、もし時間が余りましたら、また別途、戻ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 「はい、お願いします。」の声あり

### **(3) 松くい虫被害対策における県と市町村との連携強化について**

(小口会長)

それでは、少し煮え切らない感もございますが、とりあえず次のテーマに行かせていただきます。経済部会からのこのようなテーマでございますが、「松くい虫被害対策における県と市町村との連携強化について」でございます。経済部会長からお願いいたします。

(花岡東御市長)

はい、経済部会長の東御市長の花岡でございます。

私からは、松くい虫被害対策における県と市町村との連携強化について要望するものでございます。

長野県は、県土の約8割を森林資源が占める全国有数の森林県であり、先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源を恒久的に維持・活用し、健全な姿で後世に引き継ぐため、県では「長野県森林づくり県民税」を導入しております。

森林資源の中でも、とりわけ松の松くい虫被害は深刻な状態で、県内でも急速に松枯れが拡大し、その被害量は約7万立方メートルを超え、全国で最大の被害県となっており、寒さに弱い害虫が抵抗性を強め、標高800メートルあたりでも被害が確認されています。

その対策は「守るべき松林」の選定、予防のための薬剤散布、感染木の伐倒駆除、枯損木の処理、松から広葉樹等への樹種転換など、専門的で多岐にわたる上、被害は市町村区域を越えて広がるため、広域的に統一した対応が求められております。

このような状況を踏まえ、今後、被害林による水源涵養、土砂流出防備、景観の問題などに対し、里山を健全林に回復させる事業や枯損木の利活用を推進するため、森林税の幅広い活用を要望します。

また、松くい虫薬剤散布において、薬剤の安全性について専門的な知見を有し、かつ、防除基準を定めている県におかれましては、広域的な松くい虫被害の状況や松林保全の必要性、防除戦略等について、改めて分かり易く市町村に示し、指示を行うとともに、市町村と連携して県民等への周知、薬剤散布等の防除事業の実施にあたっての地域住民への説明を行うよう要望するものでございます。

私からは、以上でございます。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。これも、再三、いろいろなステージにおいて県と市町村とのありよう、責任分担等について議論になってまいりました。非常に難しい課題ではあると思いますが、県から再度、考え方をお聞かせください。

(長谷川森林づくり推進課長)

はい、県林務部森林づくり推進課長の長谷川健一でございます。日頃、松くい虫被害対策を含めて、森林、林業関係の施策推進につきまして、市長をはじめ市町村の皆様にご理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

御要望いただきました松くい虫被害対策の連携の強化に関しましては、この間の市長会やいろいろな場で御要請をいただいた中で、県としても、しっかりとこの問題を考えていかなければいけないということで内部での検討、議論を進めてまいりました。

そのような中で、本日は、少し検討途上というところで歯切れが悪いところはあろうかと思うのですが、現在、県林務部として考えているところまで少し御説明をさせていただきたいと考えております。資料の3で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、松くい虫の状況でありますけれども、御存じのとおり、昭和56年に被害が見つかったから、年々、被害市町村、それから被害を拡大している状況でございます。

28年度は、少し27年度からは減ったのですが、それでも全国最大の被害県というあまり楽しくない状況が続いてしまっているところでございます。

そうはいいまして、県内を個別に見ていきますと、いろいろな状況がございます。グラフでありますけれども、地域によって被害量は変わっているという状況がございます。

特徴的なところを申し上げますと、長野管内ですと、平成の1桁に非常に被害が急増したのですが、その後、非常に市町村を中心に御努力いただいた成果と捉えておりますけれども、被害は、かなり沈静化といえますか、低いレベルのところまで落ち着いてきております。

一方、上田地域や南信州等については被害が高くなってきた。上田は、引き続き高止まりの状況が続いておりますけれども、南信州は少し被害が減り始めている状況でございます。

一方、近年、非常に深刻になってきておりますのが松本地域ということで、非常に被害が急増してきている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の上のほうをお願いいたします。少し図が分かりづらくて恐縮ですが、これまでの防除対策の考え方でございます。被害状況が深刻という中で、全ての松林に対応していくことは難しいという現実的な判断の中で、市町村の皆様とも連携を取りながら、守るべき場所を特定しながら重点的な施策を進めるという

ことでやってきております。要するに、守らなければいけない場所にできるだけ入らせないということで、守るべき場所に関しては薬剤の散布を行う。周辺の部分につきましては、枯れた木の除去等を行って被害の拡大を食い止めていくというような形で進めてきたのが、これまでの考え方でございます。

よく議論になりますのが、薬剤散布の問題でありますけれども、これは、4番のところでございます。薬剤散布につきましては、この間も様々な御意見を市民、県民の皆様からもいただいてきておりまして、そのような結果を踏まえまして、平成24年に少し防除基準等を見直す対応をしております。

特に、そのような中でやってきたことといたしましては、まず、薬剤については、できるだけ影響の少ないものへ替えていくということ、ネオニコチノイド系の農薬に替えてきている状況でございます。

このネオニコチノイド系の農薬は、松に特別なものではございませんで、水稻や果樹等にも一般的に使われているものでありまして、松くい虫への使用量は、全県での農協等を含めた使用量に比べると非常に少ないものになっている状況でございます。

当然、安全性につきましても、農薬取締法等に基づく登録農薬を適正に使用するという。空中散布した後は、きちんとモニタリングをさせていただいております、今のところ検出限界以下ということで、非常に微量なものも検出がされない状況でやらせていただいているところです。

とはいえ、いろいろなお考えの方、過敏症の方等もおられますので、リスクコミュニケーションの強化をしていくというようなことで取り組んでいる状況でございます。

このようなことから、県民の皆様に対する一定の安全性は、われわれは、確保されているものと考えているところでございます。

このような状況の中で、ただ、いろいろと専門性の高い部分もございまして、市町村の担当の皆様、それから市民の皆様にもなかなか全てを御理解いただくことは難しい状況の中で、もう少し分かりやすい部分も作っていかねばいけないということで、今、検討をしている内容について少し御説明をさせていただきます。

一つは、やはり被害状況をもう少しビジュアルで分かるようにしていかなければいけないのではないかとということで、今、この作業を行っているところでございます。

少し図が小さくて恐縮ですけれども、3ページの一番左に全県の図を付けさせていただいております。小さくて申し訳ありませんが、濃い緑が松林でありまして、黄色もしくは赤い色が付いているところが枯損しているような場所になってございます。

少し見にくいぐらい実は全県の中で枯れている場所は、結構、限定的です。印象では、非常に多く枯れているように見えるのですけれども、全ての松が枯れているわけでもない状況です。

少し被害状況が深刻な松本市の周辺のところを拡大したものが右手のほうにございます。このように実際にどこが枯れて、どのような状況になっているのかをきちんと評価をして、

地域ごとにきめ細かい防除の考え方をお伝えしていかなければいけないのではないかと考えて、今、作業をしているところでございます。

これまでは、先ほど御説明させていただいたとおり、松林の部分のどこを守らなければいけないかということが主な対策の考え方だったのですけれども、今後は、やはり被害の状況がどのようになっているのか、非常に深刻で、もう枯れてしまっているような状況なのか、それともこれから被害が広がって来そうなのかというようなことをしっかりと評価した上で対策を講じていくようにしていきたいと考えているところでございます。

そのような中で最終ページなのですけれども、対策をパッケージにして市町村の皆様にも分かりやすく、最終的には市民の皆様にも分かりやすくという形で、今、検討させていただいております。

ここで今、検討中とさせていただいておりますものは、少し対策の一部を特に県独自で実施している部分につきましては、森林税の財源をお願いしていきたいと県としては考えております。

さらに、11月定例会で条例のお願いをしている状況でありまして、来年度予算もこれからはしっかりと議論していきたいと思っておりますので、そのような中でこのパッケージについては最終的な決定をして御説明できる状態に持っていきたいと思っております。

特に、黄色い色が付いている部分については、これまで国庫補助を中心に対策をさせていただいた部分です。

そのような中で、新たに税を活用させていただきながら実施していきたいと県としては考えていますが、やはり激害化してしまったところの対策であります。ここにつきましては、新たに広葉樹林を含めて再生させていくこと、枯れた木を放置するのではなく、できるだけ資源化をしていくような取組み、そのような部分に、税の財源には限りがありますがけれども、われわれとしては事業化をさせていただきたいと考えているところでございます。

そのような中で、今後なのですけれども、現在、先ほど御説明申し上げました被害対策の状況の全県の図面を県の研究機関等と一緒に作っております。このような整理をさせていただきながら、年明けのできるだけ遅くない時期までにやっていきたいと思っております。

そのような中で、できれば、時期については市町村担当者の方々と御相談申し上げますけれども、年明けには春の散布に間に合うようにきちんとした研修会や説明会を実施していきたいと考えておまして、併せて、作った被害状況のマップ、考え方等についてしっかりとお伝えをしていきたいと思っております。ぜひ、30年度、来年度ぐらいから新たな対策の部分も含めてパッケージで現場のほうを進めていけるようにわれわれとしても引き続き作業、それから市町村の皆様への御説明をやっていきたいと思っております。

松くい虫被害の対策の問題につきましては、やはり技術の側面、それから市民の皆様にも御理解いただく取組み、市町村と県の技術者とでそれぞれの役割分担をしっかりと決めな

がら進めていかなければいけない問題だと思っておりますので、引き続き御理解いただきまして御協力をお願いをしたいと思います。

私からは、以上です。よろしくお願いいたします。

(小口会長)

はい、どうも丁寧な説明をありがとうございました。

知事から、御意見がございましたら。

(阿部知事)

はい、すみません。

松くい虫対策の重要性は、われわれも、今、御説明したように十分に認識をしております。

森林づくり県民税の関係で県民の皆様方への説明会を開催したときも、かなり松くい虫対策については御意見をいただいている。そのような中で、今、森林づくり県民税に関する基本方針を皆様方にいろいろと、これは、既に、別途、配付はさせていただいているかと思えますけれども、改めてお配りをさせていただきます。

その中で森林づくり県民税活用事業に追加する内容を、まだ配っていないところで申し訳ないですけれども、25 ページに記載しております、その中で松くい虫対策としての里山整備利用地域における被害木処理あるいは里山再生、このようなものも森林づくり県民税の対象にしていく方向性を示させていただいておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。25 ページの大きく四角が四つありますが、その三つ目のところに松くい虫の話に記載させていただいております。

もとより松くい虫対策は、この森林づくり県民税だけでやるものではなくて、長谷川から御説明したように、全般的にしっかりと県として対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この森林づくり県民税に関する基本方針は、少し大部になっておりますけれども、ぜひ市町村長の皆様方には、お時間のあるときに、ざっとお目通しいただければと思いますが、かなり私どもは、ゼロベースで詳細な検討を行った上で、今回、5年間、超過課税を継続するという方針を決めさせていただいております。

この森林づくり県民税につきましては、何よりも市町村の皆様方の御協力、御支援が不可欠でありますので、どうか引き続き御理解をいただいた上で、一緒になってこの活用をお願いしたいと思います。

以上です。

(小口会長)

ありがとうございました。



それでは、今の御回答を含めて意見等がございましたら、それぞれの市長さんからお願いいたします。

(白鳥伊那市長)

はい。

二つほどあるのですけれども、一つは、感染木と健全木、これは、人間の目では、ほとんど分からないものを、最近、信州大学でレッドエッジという波長帯を使って健全木とそれ以外が分かるようになってきました。

感染木については、伐倒して残ったものを保存するという方法が重要だと思うのですが、保存するときに、薬剤散布をするという方法と、あとは、切ってチップ化する、あるいは、燻蒸処理をすることでやっているのですけれども、将来的には、やはりピンポイントで残ったものについて空中散布なり地上から散布をするなどの方法が、私は、一番いいかと思えます。

ただ、そのようなときに、松本市でもあったのですが、住民の中に反対する人がいると大騒ぎになってしまって先へ進まないこととなります。これは、各市町村単位でやっても同じことでして、できれば、長野県としては、このような方法でいくと人間への影響力は極めて少ないと。安全とはいわないまでも極めて少ないので、県でも、このような方法について、この場所に散布をする場合については、手を挙げたところと一緒にやりましょうというようになってくると非常にやりやすいのかなと。

つまり、県という大きなところが私たちと同じ方向で散布をしながら地域の材を守るというほうにいつてもらえると、私は、非常に有り難いと思うのです。

例えば、伊那谷だと、アカマツが非常に多い所です。伊那マツという昔からブランドになっているのですが、標高 800 メートル以下は、ほとんど枯れてしまっています。そこは、樹種転換をしているのですが、それから芽をどのように守るからということが、今、大事なところで、また、上田市あたりへ行くと、下伊那もそうなのですけれども、マツタケの特産物を何とか育て、守っていこうと。

松林を守っていかなければ、産業が廃れてしまいます。ですから、ぜひ、散布をする場合には、県も一緒の方向、方針で、自治体とやりますよと、そのような姿勢を出してくれたら私は非常に有り難いと思っています。

(菅谷松本市長)

いいですか。

この件につきましては、私どもは、今、苦慮しているところでございまして、ただ今、伊那市長さんが言われましたように、枯れている場合は目視でいいのですが、感染木の場合、感染していることは目視では分からない。

実は、松本市が早かったのは、信州大学農学部と協力して、今、JAXAが取り上げて

いますけれども、リモートセンシング調査を行っています。ですから、これをぜひ、今後は進めていただきたいし、では、感染木をどうしたらいいかという、それに一番効果があるのは、多分、空中散布だと思うのですよ。そのあたりのことを先ほど県の長谷川課長さんから、非常に力強いことを、今まで県は逃げていたと思います、申し訳ないですけれども。ようやくここに来て、「県と一緒にやりますよ」と言われて、ほっとしております。

特に、安全性の問題が一番大きいだろうと思うのです。それが、今日いただいた封筒の資料3の2ページの一冊下に「県民に対する安全性は確保されている」と書いてもらったことを非常に心強く思っています。私どもの空中散布の場合には、県の方針に従ってやっているものですから。

県がリーダーシップを持ってやっていただくことは、大変、有り難いと思っておりますので、今、県からいろいろと助けてもらっておりますけれども、われわれ自身も一緒にやっていきたいと思っております。

また、先ほど岡谷市長さんが言われたのですけれども、4ページの今後のスケジュールの中の真ん中の平成30年2月のところに「市町村の松くい虫対策担当者の皆さんを対象とした説明会・研修会の開催」とあるのですけれども、むしろこれは、安全性を県民に向けて、ぜひやってもらいたい。県にやってもらおうと非常に心強いので、そのあたりもまた御一考願えればと思っております。よろしく申し上げます。

(宮澤安曇野市長)

関連ですが。

松本市長さんが言われたように、私どももほとんど東山が全滅で、更新伐をやらせていただいているのですが、ぜひ、県で薬剤散布後の効果・検証などをやっていただければ有り難いと思っております。

私どもは、独自でやっているのですけれども、薬剤散布、空中散布をした所でも松枯れがすでに発生をしてきているという状況がありますので、どこまで薬剤散布の効果を検証できるのか、一緒にやっていただければ有り難いですし、年明けの2月、これは、担当者が対象ということも大切だと思っておりますが、特に、自然保護団体の皆さん方に安全性について科学的知見からの説明をしていただければ有り難いと思っております。

そして、森林づくり県民税の基本方針を今、いただいたのですが、大分、前よりも使い勝手を良くして検討していただいたことが報道されていまして、感謝を申し上げるところでございますけれども、以前の報道では、何億円か繰り越して森林税が予算消化をされなかったという記事が出ていたのですが、これは、単年度で里山整備で森や山を守るという意味から、ぜひ使い勝手のいいものにしていただいて、単年度で、ある面では要望に応えていただけるような体制を作っていただければと要望いたします。

(小口会長)

はい、あと3分、最後のテーマは、あまり重くないので、いかがですか。

(母袋上田市市長)

はい。

被害激害地の不名誉な地域としても一言言っておかなければいけないので話しますけれども、そもそも上田が空中散布をやめた原因は、平成20年において佐久総合病院、地域の第三次医療を担う中核病院から農薬散布が原因であることが疑われるという中止の要請を受けたところから出発しているわけです。

このときも大分いろいろな議論があり、私から、やめろとはいわないで、担当課の検討・判断を待っていたところ、彼らが正義感を含めて中止が妥当ということで中止をした経緯があります。

その後は、もちろん、空中散布をやめています、各自治会、財産区、また、最近では議会の議員からも現状を憂いて再開をとという話が強く出ているのが現実です。

そうかといって、われわれも、少しでも農薬が空から撒かれるということは、何とかやはりやめたいという思いを持ちながらも、被害の現状を見ていると頭が痛いということで、なかなかこれ以上の対応ができないのが現状です。

国庫補助をいただいて、平成28年度は事業費総額1億2千万円余、市単独費では年間5,600万円余、予算を投入しております。非常に大きな金額で、御配慮には感謝するのですが、やはり被害が減らないことにおける打開策が見つからないことで、悶々としております。

従って、一つ私がいいたいことは、ネオニコチノイド系というものの人体への影響がよく分からないですね、数字的にいわれても。海外では、よく全面禁止になっているなどというようなことをお聞きするのですけれども、県においては、一定の安全は確保されると、このようなことを言っておられるので、このようなことを住民にはきちんとやはり説明をしていただくことが必要だろうと思うし、それから、今後においてということで、先ほど森林税の活用のお話が出ましたので、われわれは、幾ら予算があっても消化する能力がありますので、そのあたりは御理解をいただきたい。そのために、有効に森林資源も使ってもらいたいと思います。

(岡田千曲市長)

少しいいですか。1分で話します。

すみませんが、資料3の二つ目のグラフなのですが、これは、長野地域ですが、平成2年から平成12年までずっと増えていまして、あとは減っているのですが、これは決して松くい虫対策が減ったわけではないのです。元々あった松が、もう無いのです。だから、これは、被害の立方メートルが減っているのです。

ですから、被害に遭っているのではなくて、既にピークを迎えて残っている松が少なく

なった、それのおかげで被害対策のパブリックコメントが少なくなったと私は思っています。そのような意味では、松くい虫は、多分、全県で、まだまだ幾らでも出て来る可能性はあると思っていますので、そのような準備を、今、やっておかなければいけないと特に思っています。

以上です。

(小口会長)

はい。まだいろいろ議論はあると思いますが、またの機会もありますので。もし課長から何かありましたら。

(長谷川森林づくり推進課長)

いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございます。やはり、この問題に関しては、いろいろな情報が出ていっているのですけれども、きちんとしたデータであったり、整備された議論になかなかないということは、われわれのほうの説明が、なかなか市民の皆様等にも伝わっていないということもあるのかなというのが率直な反省点であります。

年明け以降の持ち方は、やはり市町村の皆様ともよく相談しながらやっていかなければいけない問題だと思っておりますので、今日いただき御意見も踏まえながらやっていきたいと思っております。

農薬の問題などについては、私は専門ではありませんけれども、かなりいろいろな数字があって分かりにくいところもありますけれども、できるだけそのような点も分かりやすく市民の皆様等にお伝えしていけるようにしていきたいと思っております。引き続きよろしくをお願いします。

(小口会長)

はい、ありがとうございました。

#### **(4) 長野県道路公社が管理する有料道路の早期無料化について**

(小口会長)

それでは、最後でございますが、足立飯山市長から危機管理建設部会関係の御説明、答弁いただいた後、知事に総括で時間が許される限りお願いできればと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(足立飯山市長)

はい。危機管理建設部会長の足立でございます。最後の議題でございますが、よろしくお願い申し上げます。

私からは、長野県道路公社が管理する有料道路の早期無料化について要望するものでございます。

長野県内には、県の道路公社が管理運営します有料道路が6路線7区間ございます。そこを往来する目的は、日常的な通勤・通学、通院、買い物など様々でございますが、車を利用しなければ隣町までの移動が困難な長野県民にとりましては、無くてはならない生活道路となっておるわけでございます。

また、本年、信州デスティネーションキャンペーンを展開しました観光立県長野県におきまして、県外からの誘客促進を図る上で、高速道路以外の有料道路があることは、県内を広範囲で移動する広域観光客の行動範囲を狭める一つの要因となっております。

このたび、知事は、有料道路の無料化（一般道路化）の前倒しに向け、具体的な検討に着手する考えを明らかにされました。

県内全域を無料で往来でき、地域経済への波及効果が高く、また、日常生活に経済的負担を強いられることがないようにするためにも、そして、現在行われております有料道路の割引は、利用者負担軽減事業に参加している市町村に居住し、かつ、日常的に利用する者のみが回数券を購入できる仕組みでございまして、県民でありましても割引制度を利用できない住民がいるなど、公平性に欠けるものでございます。

また、参加自治体の財政及び事務的負担が大きいことから、一刻も早く有料道路の無料化を実施するようお願いするものでございます。

私からは、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（小口会長）

はい、ありがとうございました。

こちらについては、もうターゲットが明確になっておりますので、簡潔な担当課長からの答弁と意見をまとめて知事からいただければ有り難いと思います。よろしく願いします。

（臼田参事兼道路建設課長）

建設部参事兼道路建設課長の臼田敦でございます。日頃、県の道路行政に御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料4に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1の路線の概要ですが、これは、皆様、既に御案内のとおりでございます。

また、この有料道路制度でございますけれども、これは、地方道路公社法に基づきまして、長野県道路公社の設立の認可を得て、各路線に関しましても、国の認可を得て、国や銀行からの借入金、県の出資金により道路を建設し、供用後にこの借入金等を道路利用者の通行料金による料金収入をもって返済していく制度でございます。原則として受益者負担が大きな前提でございます。

2の「借入金等の償還状況」でございます。

借入金合計は、左下でございますように、合計713.1億円ございまして、このうち長期借入金が493.6億円、県の出資金分が219.5億円でございます。

これに関しまして、28年度末の借入金の償還状況でございます。償還済が480億円でございます。未償還が233.1億円、このうち県の資金が219.5億円、長期借入金として残されている償還分が13.6億円でございます。

3の「道路公社のあり方に関する検討経過」でございますけれども、平成16年6月に改革基本方針が出されまして、その後、20年1月に改革基本方針の改定がございました。これに対して、20年3月に包括外部監査が行われまして、県の措置として21年3月に「無料化に伴う支出とそれに対する効果等を勘案し、無料開放時期を検討する」、また「収支計画の精査を行い県民の理解が得られる最も有効な無料開放時期を検証のうえ、今後の方針を検討する」という回答を公表しております。

また、国におきましては、道路整備に関する予算が厳しい中、有料道路制度を有効に活用することが基本的な考え方でございます。

このような中、今回の検討は、改革基本方針から概ね10年が経過いたしまして、当時の包括外部監査、先ほど御説明しましたこの指摘に基づき実施するものでございます。

4の「一般道路化の検討」でございますけれども、仮に一般道路化した場合には、出資金の未返還額や維持管理費の増加など、県の財政負担の増加というデメリットが考えられるところでございます。

また、その一方、御提案にございましたように、無料で通行できるという道路利用者のメリットの他、観光振興、地域の活性化など、県内全体への経済波及効果も考えられるところでございます。

このような有料道路制度の趣旨や最近の国の動向を踏まえるとともに、路線それぞれの利用状況や収支状況も異なることなどを考慮しながら詳細な検討を行っているところでございます。これらを整理した上で、県民の御理解が得られる最も有効な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(小口会長)

特に市長さん方から補足あるいは御意見がありましたらお願いします。

(母袋上田市長)

今の検討中というお話ですけれども、大体、いつ頃をめどに検討結果がまとまるのか、どのようなスケジュール感なのかだけ教えてください。

(臼田参事兼道路建設課長)

現在、概ねの目標は定めておりませんが、詳細な検討がまとまり次第、なるべく早期に公表してまいりたいと考えております。

(小口会長)

はい。多々ありましようが、それでは、知事のほうから、ぜひ、要点のみいただければ。

(阿部知事)

まず、道路の話は、今、申し上げたようにメリットとデメリットの両方あります。これも有料道路制度でやることでそもそもスタートしたわけですので、最後までというのが原則ではありますけれども、いろんな要素を勘案して検討していくということでもあります。これも、やはり歳入が減ったときにどのようなことになるかということもあるので、建設部のみならず財政全体の問題としてしっかり検討していきたいと思っています。

それから、松くい虫被害対策は、先ほど菅谷松本市長から県は逃げていたという話がありましたけれども、全くそのような発想はありません。少し誤解があるといけないので申し上げますけれども、やはりこれは、一義的には市町村の皆さんにお取り組みいただく話でありまして、県としては、先ほどの資料の中にもありますように、できるだけリスクコミュニケーションをしっかりとやってもらいたいと思っています。化学物質過敏症の方などいろいろな方たちがいらっしゃるので、一律にこうだということではなく、地域の状況に応じてやはりきめ細かく対応してやるということが重要だと思いますし、そのような意味では、市町村の皆様方には、その部分はしっかりと対応していただくことが重要だと思います。

他方で、この松くい虫被害対策については、やはり多くの県民の皆様方からもしっかりと進めてほしいという意見をいただいておりますので、森林づくり県民税の中でもいろいろな工夫をさせていただきますので、このあたりは取組みを進めていきたいと思っております。

それから、宮澤市長からお話がありました。基金の残高の話ですが、先ほどお配りした方針の7ページのところで基金残高のお話に触れております。時間が無いので詳細な御説明は省きますけれども、元々、山仕事でありますので、毎年度使い切りでやると過度に年度内に使い切ると、予算消化になってしまうので、そのようなことが起きないように基金を積んで年度間に融通性を利かせる形にしています。

また、途中で今回は大北森林組合の問題等も出ましたので、われわれは、森林整備について相当しっかりとしたチェック体制を整えたりしてきた関係もあり、結果として基金残高が4.9億円、今年度末の見込みで生ずる見通しになっています。これについてもしっかりと適切に活用していきたいと思っております。そもそも基金とは、そのような制度だということ、ぜひ御理解賜れば有り難いと思っております。

それから、追加で、次期総合5か年計画の案の概要をお配りさせていただきました。これで、現在、開会中の県議会にお示しをさせていただいております、これは、これから

肉付けをしていこうという状況でございます。内容につきましては、ここに記載されているとおりの内容で総合計画審議会から、これは小口会長にも御参加いただいて御答申いただきましたので、これを基にしっかりと具体化をしていきたいということで、よろしくお願いしたいと思います。少し駆け足で申し訳ないですけれども、よろしくお願い致します。

(小口会長)

特に国保改革については、話題が大きなテーマでございますので、時間がオーバーしてしまってますみません。とりあえず、本日は、阿部知事と忌たんのない懇談会ができたことを改めて御礼申し上げたいと思います。

会長の立場からも、進行の不便をお詫び申しながらも、心から御礼申し上げたいと思う次第でございます。

知事、時間が詰まっているようでございますので、御退席いただいて、その後、この関連について、再度、担当の課長さんから御説明願いたいと思います。いていただけるならより結構でございます。

(市川事務局長)

知事、3時15分まではよろしいようです。

(小口会長)

それでは、知事に御同席いただいて、最後に1枚いただきましたスケジュール概要について、ポイントのみで結構ですので御説明願います。

(蔵之内国民健康保険室長)

すみません、制度改革に伴うスケジュールということで、A4横の紙を配らせていただきました。

特に、一番上段の納付金及び標準保険料率の算定、通知のスケジュールというところをまずは御覧いただきたいと思います。

それで、今、11月の下旬に先ほど申しましたように仮係数による市町村の皆さんへ通知を申し上げるということでございます。

次に、その内容等の記載はありませんけれども、先ほど12月の7・8日で、この市町村の皆さんへ通知した額や今後の納付金の算定、また、どのような考え方でこの納付金が算定されるかというようなことなどを説明し、予算編成上の留意点等をその市町村の皆さんへの説明会の中で説明させていただければと思います。そのようなことを経て、12月下旬頃に市町村ごとの仮算定の結果を公表してまいりたいと思いますので、県としては、そのタイミング等を見ながら、県民の皆さんへ広報等をしてまいりたい、また、市町村の皆さんへは、県民向けの分かりやすいチラシを配布いたしまして、ぜひ市町村の皆様へ御協力



いただきながら広報をお願いしたいと思っております。

次に、納付金及び標準保険料率のところに戻っていただきますけれども、納付金等の確定係数が12月下旬に提示されます。それで、その中身を計算して精査した上で1月下旬に最終的に納付金額の確定数値を市町村の皆さんへ御通知申し上げる予定としております。

それで、市町村の皆様には先ほど申しましたように、実際、11月の仮計算の算定結果のところから国保運営協議会等で実質の御審議をしていただくことをお願いし、また、1月の確定数値をもって更にその修正または再度検討をお願いするというので、3月下旬の保険料率の改定、条例改正等ということをお願いできればと思います。

いずれにしても、この中間や留意事項等を12月の市町村の皆さんの担当者への説明会で更に詳細に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(小口会長)

はい、今、概要を説明いただきましたが、どうしてもここで確認しておかなければいけないことがありましたらお願いします。

(柳田佐久市長)

はい。先ほど来、お話のあるできるだけ早い時期に正確な数値ということではありますが、国の動向等もあるのでなかなか難しいという実情も、よく分かるわけでございます。

その中で、市町村として大変に厳しい内容は、審議会運営をどのように行っていくか。この保険料を引き上げせざるを得ない自治体においては、この短時間に相当な力技をせざるを得ないような議論の進め方になる可能性が高いだろうと思います。いろいろな意見のやりとりを行って、その審議会の意見を生かすというようなことも非常にタイトな中では難しく、回数も限られる。そうすると、市民から見た場合、結果的にはかなり強引なやり方をしたという印象を与える可能性が極めて高いと思います。

そのような形の中において、非常にその実情を御理解いただきたいということと、これは少し実務的な話になってしまいますけれども、決定通知は最終の6月になるかもしれませんが、保険料を決定して県民の皆さんに通知が行く場合には、これは市町村長名で行くこととなりますね。

(蔵之内国民健康保険室長)

はい。そうです。

(柳田佐久市長)

実際に事の進み具合としては、市町村が舞台となっていくのだけれども、その実態を決めてくる県下においては、市では手の届かないところで行っていることが大変大きなジレ

ンマになろうかと思えます。そのような実情を踏まえて資料作り等をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(蔵之内国民健康保険室長)

はい、ありがとうございます。やはりできるだけ分かりやすい資料をもって被保険者の方、県民の皆さんへ制度改革の内容等をお伝えしていきたいと思えますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

(今井岡谷市長)

一点だけお願ひします。そのときに、数字を並べて、ただ数字の中で足りる・足りないというのではなくて、いかにやはり県が入ったことによって住民の皆さんに「こういったメリットがあるんだよ」と、そのようなものがきちっと含まれるような決定をぜひしていただきたいと思えます。

以上です。

(小口会長)

はい、よろしいでしょうか。

大分、時間が超過いたしました。今後の双方においてスケジュールが確認できました。これをもって、懇談会を終了したいと思います。知事、ありがとうございました。

(阿部知事)

はい、どうもありがとうございました。国保の関係は、最初の制度の変わり目なので、われわれも手探りでやらなければいけないところもありますので、ぜひ御理解いただくと同時に、やはりコミュニケーションをしっかりと取って進めるようにしたいと思えますので、本当に御協力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

## 5 閉 会

(市川事務局長)

予定時間を超えての懇談会、皆さん、大変お疲れさまでございました。

以上をもちまして、知事との懇談会を終了させていただきます。お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました

(阿部知事)

どうもありがとうございました。